

## 農業者年金の平成 13 年における制度改革

### ① 制度発足から平成 13 年抜本改革までの経緯

#### (1) 農業者年金の創設に至る経緯

- 昭和 42 年、経済審議会が策定した「経済社会発展計画」の中で農業者年金問題が取り上げられたことに始まりますが、その後、農業者及び農業団体からも「農業者にもサラリーマン並みの年金を」との要請が高まり（350 万人の署名、農業委員など農業者の代表 1 万人の要請大会等）、農業者年金問題は、政策課題としてクローズアップされるに至りました。
- この農業者年金問題は、農林水産省における農民年金問題研究会と厚生省の国民年金審議会において、農業者の老後保障と農業の構造改革との両面から検討が進められ、昭和 45 年 5 月に農業者年金基金法として可決成立し、昭和 45 年 10 月に農業者年金基金が設立され、昭和 46 年 1 月から事業を開始しています。

#### (2) 歴史的な役割を果たした約 30 年間（旧農業者年金制度の実績）

＜昭和 46 年～平成 12 年 3 月末＞

- 累計で約 98 万人の受給者に、総額で約 3 兆 8 千億円（うち国費約 1 兆 9 千億円）が農業者年金として支払われました。  
…戦中・戦後に苦労した世代の農業者の老後生活の安定に寄与
- 30 歳代前半の後継者を中心に約 87 万件が経営移譲されました。  
…農村社会に生前の経営継承を定着させ、農業経営の若返りに寄与
- 約 157 万 ha の農地が細分化されずに後継者に継承され、約 15 万 ha の農地が第三者に移譲されました。  
…農地の細分化防止と規模拡大に寄与

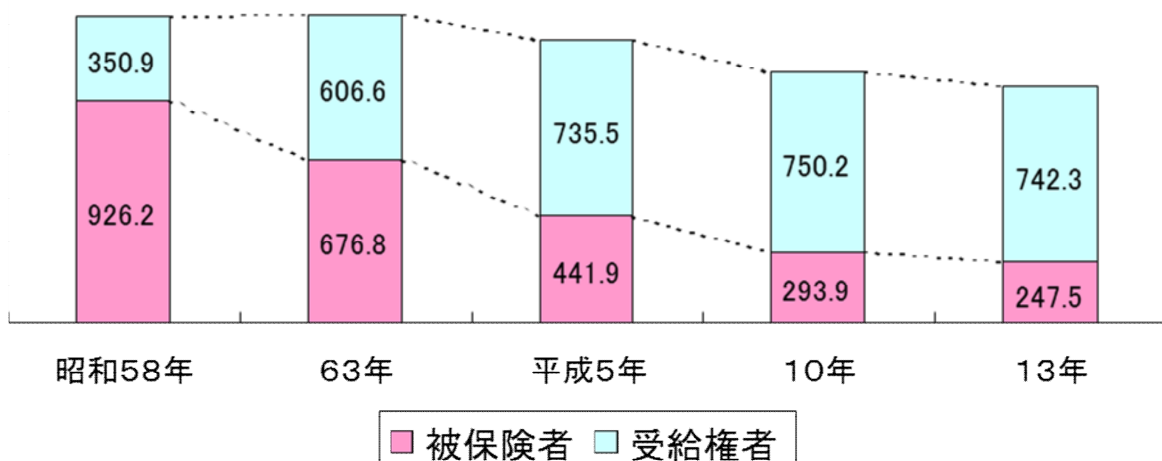
## ② なぜ抜本的な制度改革が必要であったか

### (1) 平成 13 年制度改革の背景

- 平成 13 年の抜本的な制度改革にいたる背景は、
  - ア 担い手の減少と著しい高齢化により、受給者 74 万人に対し、加入者（被保険者）25 万人と、加入者 1 人に対し受給者約 3 人という状況にありました。
  - イ 農業者年金の財政方式は、昭和 46 年の制度発足当初は積立方式でしたが、物価スライドの導入等により、賦課方式（現役世代が高齢者世代を支える仕組み）に切り替わっていたため、そのままでは現役世代の負担が著しく大きくなるという厳しい財政状況になっていました。
  - ウ 農政上も、農業の担い手不足という状況の下で、中高年齢者を含めた幅広い農業者を確保することが重要となっていました。
- このため、①農政上の観点、②年金財政上の観点、③農業者の信頼確保の観点から、2 年有余に及ぶ厳しい検討と国会審議を経て平成 13 年に制度の抜本改革が行われました。

旧制度の被保険者と受給権者

(単位：千人)



## (2) 平成 13 年制度改革の意味（ポイント）

- 平成 13 年の制度の抜本改革の意味するところは、
  - ア 少子高齢化、農業構造の変化等に対応できる安定した制度へ再構築し、若い農業者にも安心できる公的な政策年金制度として残すため、現役世代（加入者）の保険料は自らの年金のために積み立てる方式に転換する。
  - イ 農業の担い手を確保する観点から、農業に従事する者であれば、農地を持っていない農業者などを含め、広く加入できる制度とする。
  - ウ 旧農業者年金の受給者の年金は、全額を国庫負担により支給する。

といった点がポイントです。

### ③ 制度の抜本改革に伴う措置

- 平成 13 年の制度改革に伴って、以下のような調整が行われました。
  - ア 受給者を含め年金額を平均 9.8%引き下げる。
  - イ 加入者・待期者については、
    - ア) 経営移譲年金については、45 歳以上（平成 14 年 1 月 1 日現在）の者は、旧農業者年金制度の受給要件、支給停止要件等を適用する。
    - イ) 農業者老齢年金については、いかなる世代においても掛け損が生じないようにする。
    - ウ) 特例配偶者加入については、保険料納付済期間の 3 分の 1 を加算する。
  - ウ 加入者・待期者が希望する場合には、納付済保険料総額の 80%の特例脱退一時金を支給する。  
(特例脱退一時金受給者累計は 18.4 万人、約 3,200 億円（1 人当たり平均 176 万円）を支給)